住居確保給付金のしおり
（転居費用補助）

離職等や減収によって住居を喪失　またはそのおそれのある方へ



近江八幡市

福祉保険部　福祉政策課　福祉暮らし仕事相談室

令和８年１１月版

住居確保給付金(転居費用補助)とは

同一世帯に属する方の死亡、または同一世帯に属する方の離職、休業等により世帯収入が著しく減少し、「住居を喪失している方」または「喪失するおそれのある方」を対象として、**家計改善支援事業において、家賃が安い住宅に転居することで家計が改善すると認められること**などを要件として、転居費用の相当分を補助する制度です。(上限、対象となる経費の指定あり)

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

当市に住民票があり、申請時に次の**①～⑧すべてに該当する方**が支給対象となります。

□	①	同一の世帯に属する者の死亡、または申請者もしくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入合計額が著しく減少し経済的に困窮し、「住居を喪失している」または「住居を喪失するおそれがある」 〔基本要件〕
□	②	申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から２年以内である 〔収入減少期間要件〕
□	③	申請日の属する月において、主たる生計維持者であった 〔生計維持要件〕
□	④	申請日の属する月の、世帯収入額が、３ページの収入基準額以下である 〔収入要件〕
□	⑤	申請日において、申請者および申請者と同一の世帯に属する者の預貯金(現金含む)の合計額が、３ページの資産要件「基準額×６(ただし、100 万円を超えない)」以下である 〔資産要件〕
□	⑥	**家計改善支援事業において**、家計改善のために家賃が安い住宅に転居が必要であり、かつ転居費用の捻出が困難であると認められること 〔家計改善に関する要件〕
□	⑦	「地方自治体が実施する類似の給付等」を、申請者および申請者と同一の世帯に属する者が受けていない 〔類似給付の受給に関する調整規定〕
□	⑧	申請者および申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない

対象経費・支給額・支給方法

（１）対象経費

転居費用の支給対象・対象外の経費は以下の表のとおりです。

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・転居先への家財の運搬費用 ・転居先の住宅に係る初期費用 （礼金・仲介手数料・家賃債務保証料・住宅保険料） ・ハウスクリーニングなどの現状回復費用 （転居前の住宅に係る費用を含む） ・鍵交換費用	・敷金 ・契約時に払う家賃（前家賃） ・家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費

（２）支給額（上限あり）

転居に要する経費のうち、（１）の支給対象となる経費を支給します。支給額は、転居先の住所が所在する市町村の住宅扶助基準に基づく額に３を乗じて得た額（これによりがたいときは、別に厚生労働省が定める額）となります。

（例）転居先が近江八幡市内の場合

世帯人数	支給（上限）額
単身世帯	105,000 円
２人世帯	126,000 円
３人世帯	138,000 円
４人世帯	138,000 円
５人世帯	138,000 円
６人世帯	147,000 円
７人世帯以上	165,000 円

（３）支給方法

●転居先の住宅にかかる初期費用は当市から不動産仲介業者等の口座へ振り込みます。
※クレジットカード　または　納付書で支払うこととなっている場合はご相談ください

●上記以外の経費は、個々の状況に応じて、市から業者等への口座へ振り込む代理受領か、受給者の口座等への支給か、いずれかの方法で支給します。

収入要件・資産要件

（1）収入要件

申請日の属する月における申請者　および　申請者と同一の世帯に属する者の収入合計が、下記の表以下の世帯が対象です。※収入基準額(上限額)を超える場合は支給対象外となります。

世帯人数	基準額	家賃額(上限)	収入基準額（上限額）
単身世帯	86,000 円	35,000 円	121,000 円
2 人世帯	124,000 円	42,000 円	166,000 円
3 人世帯	147,000 円	46,000 円	193,000 円
4 人世帯	175,000 円	46,000 円	221,000 円
5 人世帯	209,000 円	46,000 円	255,000 円
6 人世帯	242,000 円	49,000 円	291,000 円
7 人世帯以上	275,000 円	55,000 円	330,000 円

※家賃額・・・　申請者が持家である住宅等に居住している場合は、「居住の維持に要する費用」

申請者が住居を持たない場合は、「居住の確保に要する費用」

（2）資産要件

申請者および申請者と同一世帯に属する者の金融資産の合計が次の金額以下の世帯が対象です。

世帯人数	基準額×6
単身世帯	516,000 円
2 人世帯	744,000 円
3 人世帯	882,000 円
4 人世帯以上	1,000,000 円

●金融資産に含む
預貯金、現金、債券、投資信託
●金融資産に含めない
生命保険、個人年金保険

家計改善支援について

家計状況改善のため、福祉暮らし仕事相談室において、家計改善支援事業を実施します。

家計改善支援事業では、家計に関するご相談を受け、家計の問題をともに考え、ご本人が自らの力で家計を管理することができるようになることを目指し、支援を行います。

支援の結果、転居の必要性やその費用の捻出が困難であることについての該当性を判断し、住居確保給付金（転居費用補助）が必要と認められると、「住居確保給付金要転居証明書（様式 10）」が交付されます。それを受けて、申請者より支給給付の申請を行っていただきます。

相談・申請から決定までの流れ

（１）受給要件〔１ページ〕を確認する

（２）福祉暮らし仕事相談室へご相談ください

（３）まず家計改善支援事業の支援をうける〔受給要件⑥に該当するか確認〕

・・・家計支援の結果、**転居の必要性がないと判断された場合は対象外**となります。

・・・転居の必要性を認められた場合、要転居証明書（様式１０）が交付されます

（４）申請必要関係書類〔６ページ〕を窓口に提出する

申請書の写しとともに「入居予定住宅に関する状況通知書（様式２－２）」を交付します

（５）家計支援で決めた家賃額を目安に、不動産仲介業者等を介して転居先住居を探す（見積もとる）

（６）不動産仲介業者等に予定住宅通知書（様式２－２）の必要事項を記入してもらい、家財運搬費用等の見積もりと一緒に室に提出する

（７）室にて審査し、決定内容について申請者へ通知

・・・以下は「支給決定」となった場合の流れとなります。

（８）貸主、不動産仲介業者等、または受給者の指定口座へ、住居確保給付金支給決定額が市より振込されます

（９）転居後、入居日から７日以内に以下の追加書類を室へ提出してください

- 住居確保報告書（様式５）
- 賃貸借契約書の写し
- 新住所における住民票の写し
- 初期費用の他に転居に要する費用（家財の運搬費用、現状回復費用等）の見積書等を提出している場合や、受給者本人の口座へ支給した場合は、実際に支払った額を確認できる書類（領収書当）

（１０）必要に応じて、転居先の住宅を訪問し、居住実態や家計の改善状況の確認をする場合があります。

住居確保給付金（転居費用補助）を徴収する場合があります

虚偽の申請や届け出等、不適正受給に該当することが判明した場合には、すでに受給した住居確保給付金（転居費用補助）の全額または一部について返還していただきます。

また、本給付金の振込先である不動産仲介業者等が暴力団員等と関係を有していることが確認された場合、給付の振込を中止します。

配布

住居確保給付金（転居費用補助）申請必要関係書類

□	1	住居確保給付金支給申請書	【様式1-1 両面】
□	2	住居確保給付金申請時確認書	【様式1-2A 両面】 表面に☑記載
□	3	入居予定住宅に関する状況通知書	①入居予定住宅に関する状況通知書 【様式２－2】（不動産媒介業者等が記載）
□	4	転居に要する費用関係書類	転居に要する費用の額および内訳が確認できる書類・各種見積書（初期費用のほか家財運搬費用、原状回復費用等を含む）
□	5	本人確認書類	①運転免許証②個人番号カード③パスポート④障害者手帳⑤住民票記載事項証明書⑥戸籍謄本 等
□	6	収入減少関係書類 （収入がある同一世帯に属する者全員分）	減収前の給与明細、自営の方は減収前の収支表等
□	7	離職等関係書類	同一世帯に属する者が死亡、または申請者もしくは同一世帯の者が離職・休業等をしたことが確認できる書類
□	8	収入関係書類 （収入がある同一世帯に属する者全員分）	①給与明細、帳簿（直近3ヵ月分） ②振込が分かる預金通帳 ③公的給付の支給額が分かるものなど
□	9	金融資産関係書類 （同一世帯に属する者全員分）	預金通帳 （申請日の記帳がある状態）
□	10	要転居証明書	【様式10】 申請前に福祉暮らし仕事相談室で作成
□	11	（持家の場合のみ） 居住維持費用関係書類	固定資産税、火災保険料等の月額を確認できる書類

※１０の要転居証明書（様式１０）が発行されたら５～９の添付書類を準備し窓口で申請してください。１～１１がそろってから審査⇒可否決定となります。
※審査のため、さらに追加書類の提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承下さい。